

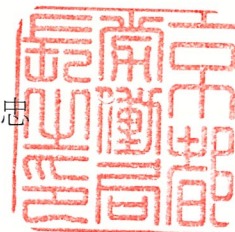
京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する
公示

京都労働局一般公示第6号

京都地方最低賃金審議会は、下記の最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、京都府の区域内で下記の最低賃金の適用を受ける事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年9月25日（金）までに、京都地方最低賃金審議会（京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地 京都労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年9月9日

京都労働局長 伊勢 久忠



記

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成20年京都労働局最低賃金公示第4号）

最低賃金法第 25 条第 5 項による意見聴取について

1 意見聴取の方法について

意見を述べようとするものは、公示期間中にその意見を記載した文書（以下「意見書」という。様式任意）を公示期間中に京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）事務局に提出するものとする。

2 審議会における意見発表について

（１）審議会において意見を発表することを希望する者は、上記 1 の意見書とともに、別紙の意見発表届に所属、職氏名及び発言要旨等必要事項を記載の上、公示期間中に審議会事務局に提出するものとする。

（２）審議会は、意見聴取の公示期間に提出があった意見書及び意見発表届を精査し、審議に際し必要と認める場合、届出者に対し、意見の発表を行う旨連絡を行う。

なお、意見発表を行う会議名、日時、会場については、別途公示するとともに、おって届出者に連絡する。

（３）上記（２）の連絡を受けた届出者は、別途公示した審議会に出席し、意見を発表することができる。意見発表者は、原則として、1 団体 1 名とする（意見発表者に介助等が必要な場合を除く）。

（４）意見発表者の意見発表時間は 10 分以内とし、これを厳守すること。意見発表は、京都府特定（産業別）最低賃金の改正の決定に係る内容に限るものとする。

なお、委員からの質問がある場合に限り、別途質疑時間を設ける。

ただし、意見発表者が多数の場合は、それぞれの発表時間を短縮することがある。

3 意見発表者遵守事項

意見発表者は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 指定された時刻までに、会場に来場すること。
- ② 本人であることを明らかにする書面を持参すること（自動車運転免許証等）。
- ③ 意見及び審議会委員の質問に対する回答以外の発言をしないこと。
- ④ ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等を着用しないこと。
- ⑤ プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器、銃刃類等危険物などを持ちこまないこと。
- ⑥ 酒気を帯びていないこと。
- ⑦ 議場入室時には、携帯電話等の電源を切ること。
- ⑧ 写真撮影や録画、録音をしないこと。
- ⑨ その他、審議会会長及び事務局職員の指示に従うこと。

4 意見聴取の中止等

上記項目に該当しない場合は、意見聴取を中止することがある。

連絡先：京都地方最低賃金審議会 事務局（京都労働局労働基準部賃金室）

担当官：賃金指導官 西川 竜行

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 番地

TEL 075-241-3215 : mail chinginshitsu-kyoutokyoku@mhlw.go.jp

令和 年 月 日

京都地方最低賃金審議会 事務局（京都労働局労働基準部賃金室） 宛

（届 出 団 体）

（届出者氏名）

意 見 発 表 届

審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。

所 属		
職 氏 名		
連 絡 先	名 称	
	所在地	
	電 話	
発言要旨		
上記審議会の 傍聴希望の 有無		有 ・ 無 * 「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。